

CARREL 社会保険労務士事務所

News

CARREL 社会保険労務士事務所
〒231-0004
横浜市中区元浜町 3-21-2 ヘリオス関内ビル 7F
TEL :045-222-8270/FAX :045-222-8276
✉ info@carrel-yokohama.jp
http://www.carrel-yokohama.jp



1. 男女間、正規・非正規間の賃金格差が 過去最小に！

◆女性の平均賃金が過去最高に

厚生労働省が発表した平成 28 年の「賃金構造基本統計調査」によると、フルタイムで働く女性の平均賃金は月額 24 万 4,600 円（前年比 1.1%増）となり、過去最高を記録したそうです。

一方、全体の平均賃金は 30 万 4,000 円、男性の平均賃金は 33 万 5,200 円で共に前年と横ばいでした。

また、男性の賃金を 100%とした場合に女性は 73%となり、男女間賃金格差は過去最小を更新しています。これは 20 年前（平成 9 年）よりも約 10%縮まったこととなります。

同省は、賃金格差の縮小は「管理職に占める女性の割合が過去最高の 9.3%だったことにより、平均賃金を押し上げた」と分析しています。

昨年から女性活躍推進法が施行され、今後、企業は女性の採用や管理職への登用を積極的に進め、その格差はさらに縮まっていくことが予想されます。

◆雇用形態間賃金格差も過去最小

雇用形態別に平均賃金を見ると、正社員は 32 万 1,700 円（前年比 0.2%増）、非正規社員は 21 万 1,800 円（同 3.3%増）でした。

正社員を 100%とした場合に非正規社員は 65.8%となり、平成 17 年の調査開始以来賃金の格差は最小となりましたが、これは人手不足などを背景とする女性の非正規社員の給与アップや最低賃金の上昇などにより格差が縮まったのが要因とされています。

また、短時間労働者の 1 時間当たり賃金は、男女計 1,075 円（前年比 1.5%増）、男性 1,134 円（同 0.1%増）、女性 1,054 円（同 2.1%増）となっており、いずれも過去最高となっています。

◆「同一労働同一賃金」で賃金はどう変わるか？

賃金の男女間の格差、正規・非正規間の格差は年々小さくなっています。その中でも男性の賃金の伸び止まりや女性の活躍推進が大きな問題となりそうです。

また、現在、政府で議論されている「同一労働同一賃金」の実現に向けた非正規社員の処遇改善についての動向にも注目しておく必要があります。

私は、経営者も社員も
幸せになれる会社づくりの
サポートをすることが
CARREL の“使命”だと
考えています。

CARREL の 5 つの使命として

- ◇ 採用・教育研修サポート
- ◇ 就業規則・人事諸規定
- ◇ 労務問題
- ◇ 社会保険手続き
- ◇ 行政調査

を考えています。

これらのお悩みを解決させて
頂くことが、貴社の成長に
貢献できる近道だと思っ
ております。

～お気軽にご相談下さい～

プロフィール

官公庁・百貨店勤務を経て人
材派遣会社へ入社。

人材派遣会社では約 10 年
間、総務・人事、派遣コーディネーターなど多岐に渡る業務に従事。

現在は、社労士業務だけでなく、大学の非常勤講師として就職支援等も担当。



4月の税務と労務の手続き

10日

- ◇ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- ◇ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- ◇ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

17日

- ◇ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出
[市区町村]

5月1日

- ◇ 預金管理状況報告の提出
[労働基準監督署]
- ◇ 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1～3月分> [労働基準監督署]
- ◇ 健保・厚生保険料の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]
- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]
- ◇ 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- ◇ 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府県・市町村]

2. 増加する外国人雇用

『外国人雇用状況』の届出状況まとめ』より

◆外国人雇用が増加している

「インバウンド」という言葉も頻繁に使われるようになり、訪日外国人の増加が取り沙汰されているところですが、雇用の面でも外国人労働者の存在は無視できないものとなってきているようです。

厚生労働省が公表した平成28年10月末現在の外国人雇用についての届出状況によると、外国人労働者数は108万人を超え、前年同期比19.4%の増加となり、平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新したそうです。

また、外国人労働者を雇用する事業所は17万2,798カ所、前年同期比13.5%の増加と、同じく過去最高を更新しています。

◆産業別では製造業、事業所規模別では30人未満が最多

産業別にみると、「製造業」が23.5%を占め、次いで「卸売業、小売業」(16.9%)、「宿泊業、飲食サービス業」(14.3%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる)(7.9%)となっています。

また、事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の56.7%を占めています。

◆今後も増加が予想される外国人労働者

グローバル化の流れから、就労目的の外国人の流入は今後ますます増えることが予想されます。

また、政府も高度外国人材のさらなる就業促進に向けての取組みや外国人労働者の受入れ拡大を進めており、国内の労働者数の減少も相まって、外国人雇用が加速的に進んでいくことも予想されます。

これまであまり関係がないと思われていた企業にとっても、「外国人の雇用」が身近な問題になることも、そう先のことではないかもしれません。

～法改正チェック！～

3月12日、改正道路交通法が施行されました。主な改正点は、

- (1) 準中型運転免許の新設、
- (2) 75歳以上の高齢運転対策推進(臨時適正検査制度の見直しと臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の新設)

の2点です。

今回は、多くの企業で注意が求められることになる、「準中型運転免許の新設」について、改めてチェックしておきましょう！

準中型免許は、満18歳以上から取得できる免許です。普通免許と中型免許の間に新設され、車両総重量7.5トン未満、最大積載量4.5トン未満までの自動車(いわゆる「2トントラック」まで)を運転することができます。

準中型免許で運転できるトラックは、例えば宅配便やコンビニの配送、建設や土木などの資材運送など、利用の範囲が幅広いのが特徴です。

特に運送業界は人手不足が深刻な状況ですが、準中型免許は18歳以上であればそれ以前の運転経験を問わずに取得することができますので、高校を卒業してすぐに就職しようとする人や、大学生・専門学校生のアルバイト等、準中型免許の取得により人材の活用の幅が広がるのが期待できます。

一方で、普通免許で運転できる車両の範囲が狭くなる(車両総重量5トン未満だったものが、改正後は同3.5トン未満となる)ことに注意が必要です。